

ID: 9

担当部署: 財政課

処分の概要	撤去等の命令		
例規名 根拠条項	柴田町役場庁舎管理規則 第11条第1項		
例規番号	昭和48年規則第16号		
【基準】			
第11条の規定による。 (撤去等の命令)			
第11条 管理責任者又は補助者は、この規則の規定に違反して物件を持ち込んだ者に、その撤去又は搬出を命ずることができる。			
2 管理責任者又は補助者は、前項の規定による物件の所有者又は占有者がその物件を撤去もしくは搬出しないとき、又はその者が判明しないときは、自らこれを撤去しその他必要な措置を講ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日